

柘植地域 防災・減災対策マニュアルの主旨

本マニュアルは、「日頃の備え」を充実することで、発災後、円滑に住民が避難できるよう「避難の流れ」を整理するとともに、「柘植地域災害対策本部」の立上げ、マニュアル化したもので、平成31年に柘植地域まちづくり協議会が柘植地域住民の防災・減災対策として、必要な準備や避難行動について策定したものです。

防災・減災対策マニュアルの構成

『日頃の備え』

自助・共助・公助の役割分担と連携、家庭防災会議、自宅の耐震化、非常持ち出し品・非常備蓄品の備え付け、避難路・避難所の安全確認、防災訓練への参加、非常持ち出し品・非常備蓄品の点検、防災マップの作成、防災・減災対策マニュアルの作成、お役立ち情報の提供、誰でもできるわが家の耐震診断の活用、災害時要配慮者台帳・名簿の作成、伊賀市災害時要配慮者避難支援プランの検証等の日頃の流れ。

『避難の流れ』

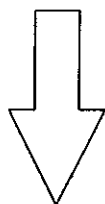
家族の安否確認、周辺住民への声かけ、倒壊家屋からの救出、最寄りの避難場所（組単位）、一時立寄所（区単位）、指定避難所への避難の流れ。

『柘植地域災害対策本部組織の立上げ』

災害復旧にボランティアを活用できる災害対策本部組織に改訂し、早期の復旧・復興に繋がる組織体制の充実を図ることが大切です。

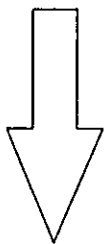
日頃の備え

1 自助・共助・公助の役割分担と連携



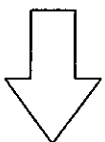
自らの身の安全は自らが守る
自らの地域は皆で守る
行政機関、公営企業の応急対策活動と連携

2 家庭防災会議



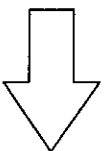
防災会議（自分の家族を守るため家族で話し合う）
我家の安全メモ（家族・知人の連絡先、家族の集合場所など）

3 自宅の耐震化と家具の転倒防止



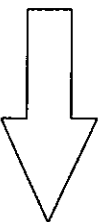
住まいの耐震診断と補強
寝室の耐震化（耐震シェルター）
我が家の安全点検【家具の固定、屋外・屋内の安全対策など】

4 非常持出し品・非常備蓄品・避難用具の備え付け



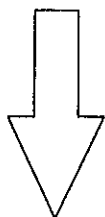
非常持ち出し品の用意（携帯ラジオ、懐中電灯、応急医薬品など）
非常備蓄品の用意（食料、水3日分など）
避難用具の備付け（ヘルメット、スリッパなど）

5 避難路等の安全確認



危険箇所の把握
最寄りの避難場所・一時立寄所・指定避難所の確認
家族の集合場所は最寄りの避難場所
組の集合は一時立寄所(各集議所)、区は指定避難所

6 地域の防災訓練への参加



情報の共有を図るために交流を深める
コミュニティーの構築
応急手当（止血、骨折、やけど、人工呼吸、AEDなど）

災害発生に備える

番号	自助・共助・公助の 役割分担と連携	日頃の備え
1		自助・共助・公助



三つの「助」とは・・・。

『自助』

「自らの身の安全は、自らが守る」これが防災の基本です。地震の揺れの中では、誰もが自分の身を守ることはできません。揺れがおさまった時、自分の目の前にある火災を最も早く消すことができるのは自分です。怪我をした家族の出血を最も早く止血できるのは自分です。こうした、自分の手で自分・家族・財産を助ける備えと行動を自助と呼びます。

『共助』

自分ひとりでは対応できない状況になった時、頼ることができるのが共助です。「自らの地域は皆で守る」の考えで自主防災組織や防災ボランティアなど共助の最も効果的な方法です。地域を守ることは、自分を守ることに繋がります。

地震の揺れがおさまり、自宅が無事であったとしても、隣の家から出た火を放っておけば、自分の家も燃えてしまいます。隣の家を消すことが、自分の家を守る唯一の方法です。地域の防災機関（自治体、警察や消防など）が、被災地に到着するには時間がかかります。

近隣の皆さんが協力して救出活動や消火活動などを早く始めるほど、多くの人に参加するほど、被害を小さく抑えられます。災害時に、近隣の皆さんが協力して、地域を守る備えと行動を共助と呼びます。

『公助』

警察・消防・国といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公営企業、こうした機関の応急対策活動を公助と呼びます。

災害の発生からできるだけ早く、応急対策活動にあてられるよう備えています。公助が活動を始めて、その援助の手が円滑に私たち一人ひとりに届くためには、共助との連携が効果的です。こうした連携が、地域の被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に繋がります。

『自助・共助・公助の連携』

三つの「助」による防災力の強化が防災・減災に繋がります。住民自ら初期消火や救助にあたる「自助」「共助」の仕組みづくりが急がれ、「自助・共助・公助」のそれぞれが連携して災害対応力を高めることが大切だと言われています。



番号 2	家庭で開こう防災会議	日頃の備え
		自助

家庭で開こう防災会議

イザというとき、落ち着いて行動できるように
話し合いを家族で行う



- ・避難所
- ・避難路
- ・緊急の連絡
- ・各自の役割
- ・家内外の危険箇所

15

『家庭防災会議』

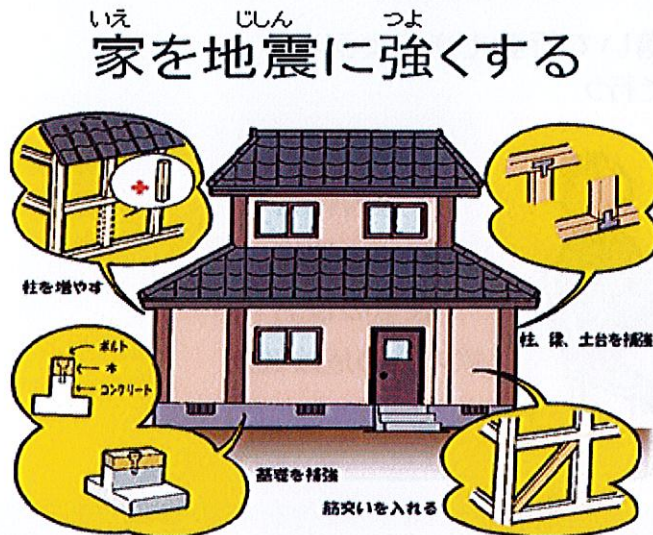
家庭防災会議で次のことを話し合ってください。①発災時、どこへどうやって逃げるか、②イザという時、落ち着いて行動できるか、③避難所・避難路・緊急の連絡先・危険箇所を把握、④窓ガラスが割れて怪我の恐れはないか、⑤家具の固定、⑥懐中電灯の保管場所、⑦ガスの元栓を閉め、コンセントを抜くことは火災防止に繋がります。

『我家の安全メモ』（家庭防災会議チェックリスト）

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
議題	自宅の危険箇所点検		安否確認	安否確認カード点検	
	非常持出し品の確認			緊急連絡先	
	非常備蓄品の確認			家族の集合場所	
	避難路の安全確認		震災対策	自宅の耐震化	
	避難所の安全確認			寝室の耐震化	
	防災無線等の点検			耐震シェルター	
	各自の役割分担		備え付け	危険管理ノート	

番号	自宅の耐震化と 家具の転倒防止	日頃の備え
3		自助

『自宅の耐震化』



人が一番長い時間を過ごすのは自宅です。その住まいを安全にする耐震診断が重要です。昭和56年5月31日以前の木造住宅（3階以下）は無料の耐震診断を受けることができます。

家の耐震強度が分かることで、地震が発生したときにとどまるべきか、逃げ出すべきかの判断材料になります。費用の面で耐震化や免震化が難しいときは寝室の耐震化（耐震シェルター）を検討して下さい。

『阪神・淡路大震災による建物の被害』

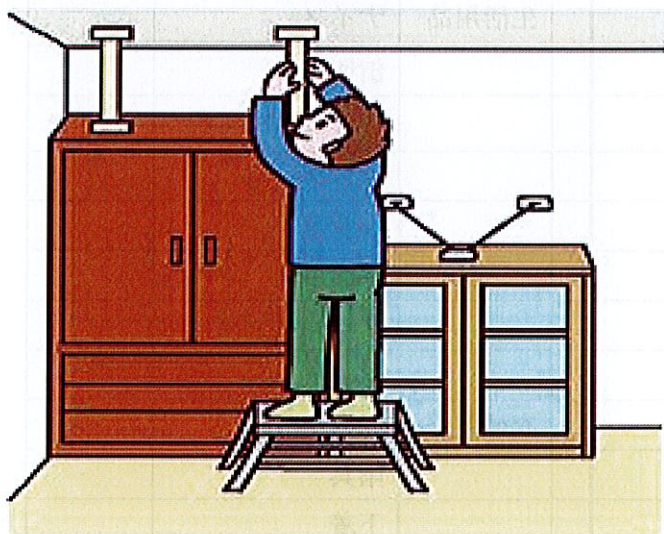
阪神・淡路大震災は地震発生時刻が早朝ということもあり、亡くなった方の約8割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧死や窒息死だったそうです。阪神・淡路大震災では1階部分が押しつぶされた例が多

く、特に、木造家屋では1階よりも2階の方が安全です。地震の際、あわてて1階に降りたりしないで、2階で安全を確保して下さい。

また、住宅の全半壊をまぬがれたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒しました。しかも、食器棚は倒れるだけでなく、扉が開いて中の食器類が散乱したり、冷蔵庫やピアノは移動してしまい、テレビや電子レンジが飛ぶといった、日常では考えられない現象も確認されています。

『家具の転倒防止』

地震の揺れによる家具の転倒や移動を防ぐためには、壁の中の棧に家具を固定する必要があります。棧には縦棧と横棧があり、縦棧に家具を固定して下さい。



番号	非常持出し品・非常備蓄	日頃の備え
4	品・避難用具の備付け	自助

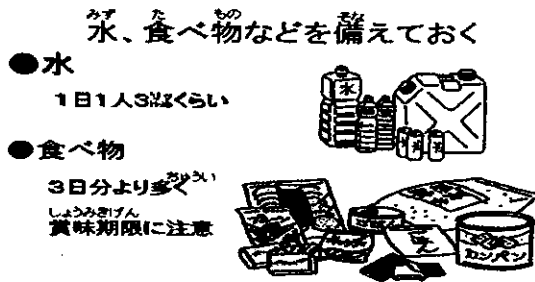
『非常持出し品』

非常持出し品は、ラジオ、懐中電灯、普段飲んでいる薬など寝室に備え付けて下さい。

非常持出し品チェックリスト

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
貴重品	現金10円20枚		救急用具	消毒液	
	預金通帳、カード類			傷薬	
	健康保険証			三角巾	
	免許証			包帯	
	印鑑			脱脂綿	
	連絡カード			ガーゼ	
	家・車のカギ			清浄綿	
	携帯電話			油紙	
避難用具	携帯ラジオ		キズテープ		
	懐中電灯		綿棒		
	予備電池		絆創膏		
	ヘルメット		生活用品	ナイフ	
	ホイッスル			缶切り	
	軍手			マッチ又はライター	
	ロープ			マスク	
	スリッパ			ハサミ	
筆記用具		洗面用具			
生活用品	常備薬			ウェットティッシュ	
	胃腸薬、風邪薬			水	
	ティッシュ		衣類関係	保温シート	
	タオル			雨具	
	ハンカチ			下着	
	ビニール袋			靴下	
	ヒモ		その他	あかちゃん用品	
	ガムテープ			生理用品	

『非常備蓄品』



過去の災害では発災後3日経てば道路状況も改善し、流通が回復することから、非常食は最小限3日分の備蓄という意味合いですが、南海トラフによる地震等広域災害の場合、一週間分が必要です。

水は一日一人3リットル、非常食は3日分より多く準備して絶やさないように習慣づけて、勝手口付近に非常備蓄品を備え付けて下さい。

非常備蓄品チェックリスト

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
非常食料	米		非常食料	鍋	
(3日分)	乾パン		(3日分)	水筒	
	缶詰			紙皿	
	水(1日1人3ℓ)			紙コップ	
	レトルト食品			給水バック	

※ カセット式コンロも忘れずに！！

『避難用具の備付け』

人が一番長い時間を過ごすのは、やはり自宅です。自宅の耐震化又は寝室の耐震化が済めば、次の備えは寝室にヘルメット、スリッパ、衣類、非常持出品袋を備え付けて下さい。勝手口（脱出口）付近には非常備蓄品を備え付けて下さい。

番号 5	避難路等の安全確認	日頃の備え
		自助

『避難路の安全確認』

日頃から危険箇所の調査など避難路の安全確認をして下さい。

避難路の安全確認チェックリスト

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
避難路	危険箇所の調査				

『最寄りの避難場所の確認』

日頃から最寄りの避難場所の確認をして下さい。

最寄りの避難場所の確認チェックリスト

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
最寄りの 避難場所	安全確認				

※家族の集合場所は最寄りの避難場所

『一時立寄所・指定避難所の確認』

日頃から避難所の確認をして下さい。

一時立寄所・指定避難所の確認チェックリスト

種別	品名	確認日	種別	品名	確認日
指定 避難所	安全確認		一時立寄所	安全確認	

※組の集合は一時立寄所(各集議所)、区は指定避難所

番号 6	地域の防災訓練への参加	日頃の備え
		自助・共助

『地域の防災訓練』

日頃の備えとして、地域での防災訓練に参加し、初期消火や応急救出などの防災力を身につけ、地域住民ひとりひとりが防災・減災に向けた取り組みをすることが大切です。

『防災訓練の目的』

- ◎防災（減災）対策に活用
- ◎防災意識の向上
- ◎自主防災マニュアルの検証
- ◎コミュニティの構築
- ◎防災リーダー、初動リーダーの育成
- ◎応急手当（止血、骨折、やけど、AED など）の研修

止血 ハンカチなどで、直接、傷にあて、やや強く押さえし、しっかりと圧迫し、患部を清潔に保ち、包帯などを巻く。

血液に触れない、患部は心臓より上げて圧迫する

骨折 骨折しているところに添え木、上下を固定、腕は三角巾でつって固定する。患部は心臓より上げて固定、強すぎると血の流れ悪くなる

やけど 痛みや熱を感じなくなるまで、服の上から早く冷やす。

AED 音声のガイドどおり操作方法で使用する。

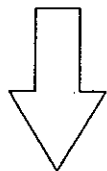
経口補水液の作り方

水1リットル、塩3グラム、砂糖40グラム

避難の流れ

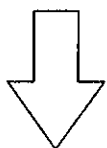
【地震発災（災害発生）～避難】の手順

災害発生！！



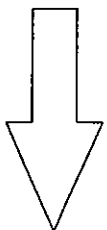
- ・災害に遭遇した場合、自らと家族の安全確保をする。(身を守る)
- ・水害など災害発生が予測できる場合、率先して家族の避難準備を始める。

家族の安否確認



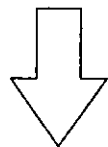
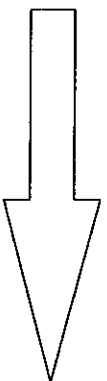
- ・家族の安否を確認し、防災無線等による情報確認。
- ・「災害用伝言ダイヤル(171)」と「災害用伝言板(web171)」の活用。
- ・ヘルメット、スリッパ、衣類等避難用具を身に着付ける。(避難準備)

避難開始



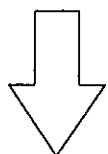
- ・断ブレーカを忘れず(通電火災の防止)、非常持出し品等を持ち、ヘルメット・長靴又は運動靴・合羽等を付けて避難開始。
- ・水平避難、垂直避難(二階避難)、集落避難(個人住宅避難)の選択。
- ・避難路の安全を確保し、周辺住民に避難を呼びかける。

倒壊家屋等からの救出と避難路の安全確保



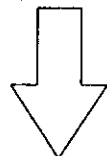
- ・周辺の住民に呼びかけて、みんなんで救助。
- ・土石流、地すべり、崖崩れ、洪水、余震などの二次災害に注意する。

最寄りの避難場所(組単位)



- ・最寄りの避難場所は組の集合場所。
- ・組単位で安否確認し、区対策本部に報告。
- ・報告後、組単位で、原則徒歩で一時立寄所へ移動。

一時立寄所〈各集議所〉(区単位)



- ・一時立寄所(各集議所)は区の集合場所。
- ・区単位で安否確認し、柘植地域災害対策本部に報告。
- ・報告後、区単位で、原則徒歩で指定避難所へ移動。

伊賀市指定避難所へ移動

- ・指定避難所に到着後、避難者登録・入所手続きし、指定避難所へ入ります。
- ・指定避難所では初動リーダーに従って下さい。

番号 7	柘植地域災害対策本部	災害直後立上げ
	組織図及び事務分掌	共助

柘植地域災害対策本部長（まちづくり協議会会長） 1

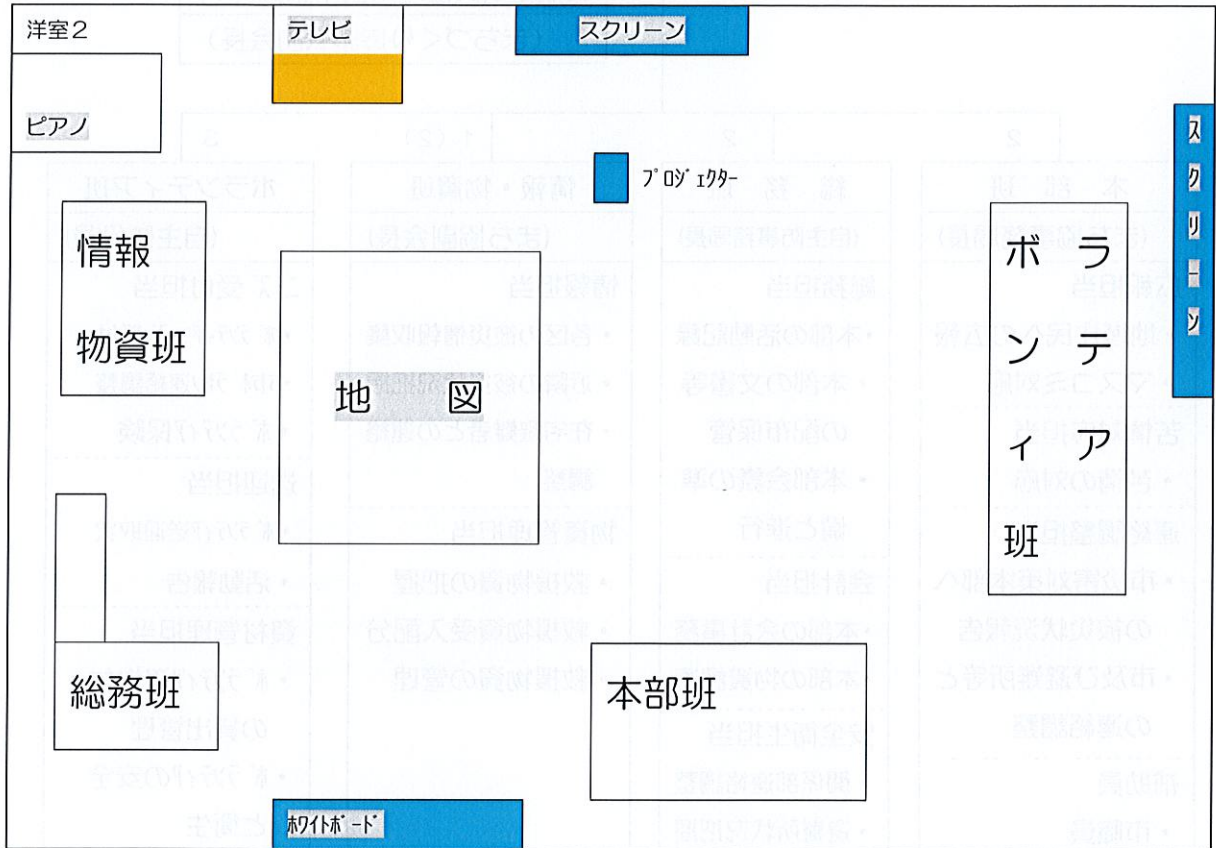
10名

柘植地域災害対策副本部長（1）
（まちづくり協議会副会長）

2		2		1 (2)		3	
本部班 (まち協事務局長)		総務班 (自主防事務局長)		情報・物資班 (まち協副会長)		ボランティア班 (自主防役員)	
広報担当 ・地域住民への広報 ・マスコミ対応		総務担当 ・本部の活動記録 ・本部の文書等の配布保管 ・本部会議の準備と進行		情報担当 ・各区の被災情報収集 ・近隣の被災状況把握 ・在宅避難者との連絡調整		ニーズ受付担当 ・ボランティアニーズ受付 ・市ボランティア連絡調整 ・ボランティア保険	
苦情対応担当 ・苦情の対応		会計担当 ・本部の会計事務 ・本部の物資調達		物資管理担当 ・救援物資の把握 ・救援物資受入配分 ・救援物資の管理		送迎担当 ・ボランティア送迎取次 ・活動報告	
連絡調整担当 ・市災害対策本部への被災状況報告 ・市及び避難所等との連絡調整		安全衛生担当 ・関係部連絡調整 ・避難所状況把握				資材管理担当 ・ボランティア資機材の貸出管理 ・ボランティアの安全と衛生	
補助員 ・市職員							
柘 植 地 域 の 避 難 所							
運営本部 G、総務 G		総務 G、受入 G、救護 G		総務 G、管理 G		総務 G、救護 G	
総務班、情報班		被災者管理班 施設管理班 救護支援班 保健衛生班		情報班、食料物資班		ボランティア班	
市 等 担 当 部 署							
総括班、情報班 広報班、地域支援班 衛生班、支所振興班 支所住民福祉班		総括班、衛生班 地域支援班 救助防疫班 教育施設班 支所振興班 支所住民福祉班		情報班、農林班 物資輸送・被害調査班 支所振興班 支所住民福祉班		地域支援班 支所住民福祉班 ボランティア受付班 ニーズ把握班 マッチング班 送出し班 物資管理班 安全衛生班	

災害対策本部配置図

柘植地域災害対策本部配置図



番号	柘植地域災害対策本部	災害直後立上げ
8	設置要綱	共助

柘植地域災害対策本部設置要綱

(設置目的)

第1条 災害対応と地域住民の安全確保に資することを目的とし、柘植地域の住民及び各避難所、伊賀市、伊賀市社会福祉協議会等との連携を図るため、柘植地域災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職は、柘植地域まちづくり協議会（以下「まち協」という。）の会長が務め、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、まち協の副会長が務めるものとする。

- 2 本部長は災害対策本部を統括する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長不在の間、その職務を代理する。また、情報・物資班長も兼務するものとする。
- 4 災害対策本部に班を置き、各班長・班員はまち協の運営委員等から選出する。

(会議)

第3条 災害対策本部会議は、毎朝又は必要に応じて本部長が招集し、議事進行を行う。

2 会議は本部長、副本部長及び各班長をもって構成し、会議の規則は別に定める。なお、各班は会議の事前に打合せること。

(事務分掌)

第4条 各班の本部長は、別紙「柘植地域災害対策本部組織図及び事務分掌」に定めるところによる。

(設置基準)

第5条 次の各号に定める場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 柘植地域に災害が発生することが予想される場合で、本部長が認めるとき。
- (2) 柘植地域の各区長から設置の要請があった場合で、本部長が認めるとき。
- (3) まち協から災害対策本部設置の要請があった場合で、本部長が認めるとき。
- (4) 伊賀市災害対策本部が設置され、柘植地区市民センターに市職員が配置されたとき。

(廃止)

第6条 災害対策本部の廃止は、伊賀市災害対策本部が廃止され、柘植地域の避難所が閉鎖された場合で、本部長が適当であると認めるとき廃止する。

(その他)

第7条 災害対策本部の運営経費等は、まち協から支出するものとする。

また、まち協は災害対策本部が実施する活動に可能な限りの協力するものとする。

附則

この設置要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

避難所運営委員会と伊賀市災害対策本部との対比表

避難所運営委員会	主な業務内容	伊賀市災害対策本部班
総務班	避難所運營業務全般のとりまとめ	地域支援班、救助防疫班、地区支援班、教育施設班、支所振興班、支所住民福祉班
	会議開催通知・資料作成など委員会事務局の仕事	支所振興班
	地域との連携、避難所生活ルールの作成、	支所振興班
	防犯・治安対策	総括班
	災害対策本部との連携	総括班、支所振興班
	マスコミからの取材の対応	広報班、支所振興班
情報班	避難所内外の情報収集（復興状況、被災者に役立つ情報）避難所の広報（定例会議のお知らせ、災害対策本部からの発表、掲示板の広報）	情報班、広報班、支所振興班
被災者管理班	避難者名簿の作成・管理、問合せや避難者の呼出し対応、郵便物・宅配便の取次ぎ	地域支援班 支所振興班
施設管理班	施設管理、危険個所への対応、設備・資機材の調達、施設利用スペースの確保	教育施設班、救助防疫班、土木河川班、支所振興班
	防火対策	消防班
	生活用水の管理	給水班
食料物資班	生活物資・食料の調達及び配給 食料物資の受入れ・管理	農林班、物資輸送・被害調査班、支所振興班
	炊き出し	農林班、教育支援班、支所住民福祉班
救護支援班	医療救護の体制づくり	医療班、救助防疫班、支所住民福祉班
	介護への対応	支所住民福祉班
	要援護者への対応	要援護者支援班、地域支援班
保健衛生班	衛生管理体制づくり（ゴミ、風呂、トイレ、掃除）	衛生班、支所住民福祉班
	ペットなどへの対応	市民生活班
ボランティア班	ボランティア受入管理の対応	地域支援班、支所住民福祉班

